

小牧市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

平成 27 年 7 月 1 日
27 小地第 204 号

(設置)

第 1 条 医療及び介護を必要とする者が、住み慣れた家庭又は地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、多職種の協働による在宅医療及び介護の連携の推進に関し専門的な知識を有する者と協議を行うため、小牧市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、在宅医療及び介護の連携の推進に関し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 在宅医療及び介護の連携に関すること。
- (2) 前号の連携を図るための多職種のネットワーク化に関すること。
- (3) 在宅医療及び介護の連携の普及啓発に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる機関に属する者及び市長が特に必要と認めた者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人小牧市医師会
- (2) 小牧市歯科医師会
- (3) 小牧市薬剤師会
- (4) 医療法人純正会小牧第一病院
- (5) 小牧市民病院
- (6) 小牧市介護支援専門員連絡協議会
- (7) 小牧市介護保険サービス事業者連絡会
- (8) 小牧市リハビリテーション連絡会
- (9) 愛知県春日井保健所
- (10) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 小牧市

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員が会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に、個別検討部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員並びに第5条第2項及び第3項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行後平成30年3月31日までに委員に委嘱又は任命された者の任期は、委嘱又は任命の日から同日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。